

佐伯市地区集会所類無償譲渡促進事業費補助金交付要綱

令和元年7月1日伺定

令和2年8月20日伺定

令和4年3月1日伺定

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐伯市公共施設等総合管理計画個別施設計画の方針に基づいて地区集会所類の譲渡を受ける認可地縁団体等に対して、地区集会所類の改修費の一部を助成することにより、地区集会所類の地区への無償譲渡の促進を図ることを目的とした佐伯市地区集会所類無償譲渡促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、佐伯市補助金等交付規則（平成17年佐伯市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区集会所類 次に掲げるものをいう。
 - ア 市が所有する地区集会所に類する施設
 - イ 市が所有する未利用の施設であって、市から譲渡された場合には地区集会所として使用する予定としているもの
- (2) 地縁団体等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項の認可地縁団体及び同条第1項の認可を受ける意向のある団体をいう。
- (3) 補助対象年度 補助金の交付を受けようとする年度をいう。
- (4) 無償譲渡の基準日 第4条の規定により要望書を提出した日をいう。
- (5) 改修費 地区集会所類の建物本体及び附帯設備の改修等に係る費用であって、次に掲げるものを除いたものをいう。
 - ア 地区集会所類の外回りに関する費用
 - イ 備品等の購入費用
 - ウ 耐震診断及び耐震改修に要する費用
- (6) 補助対象年度改修費 当該改修の完了日が補助対象年度に属する改修費をいう。
- (7) 翌年度以降改修費 当該改修の完了日が補助対象年度の翌年度以降の年度に属する改修費をいう。
- (8) 基金 翌年度以降改修費に充てる財源として積み立てる費用をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、地区集会所類の無償譲渡を受ける地縁団体等とする。

(要望書の提出)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助対象年度の前年度の9月末日までに佐伯市地区集会所類無償譲渡要望書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象年度改修費及び基金に係る費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、無償譲渡の基準日及び地区集会所類の延床面積に応じて、次の表により算定した額とする。

無償譲渡の基準日	建物の延床面積による区分	補助金の額	補助金の限度額
令和元年7月1日から 令和7年9月30日まで	延床面積120㎡未満	補助対象経費 の全額	150万円
	延床面積120㎡以上200㎡未満		180万円
	延床面積200㎡以上		200万円
令和7年10月1日から 令和8年9月30日まで	延床面積120㎡未満		75万円
	延床面積120㎡以上200㎡未満		90万円
	延床面積200㎡以上		100万円

2 前項の規定にかかわらず、補助対象年度において空調設備(室内ユニットが壁掛型のものを除く。)の改修を行う場合(地区集会所類の延床面積が200㎡未満である場合に限る。)であって、補助対象年度改修費の額が前項の表の区分に応じた補助金の限度額を超える場合の補助金の限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 無償譲渡の基準日が令和元年7月1日から令和7年9月30日までの場合 200万円

(2) 無償譲渡の基準日が令和7年10月1日から令和8年9月30日までの場合 100万円

3 算出された補助金の額に1万円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

4 補助金は市の他の補助事業と併用できないものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、補助対象事業に着手する前に、佐伯市地区集会所類無償譲渡促進事業費補助金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第3号)

(2) 収支予算書(様式第4号)

- (3) 改修の工事内容を示す平面図及びその他図面
- (4) 現状写真
- (5) 工事費内訳書の写し
- (6) 確認済証（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証をいう。）の写し（同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を要する場合に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定通知）

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金交付の適否を決定し、佐伯市地区集会所類無償譲渡促進事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）又は佐伯市地区集会所類無償譲渡促進事業費補助金不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該事業が完了したときは、直ちに佐伯市地区集会所類無償譲渡促進事業費補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第8号）
- (2) 領収書の写し
- (3) 検査済証（建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証をいう。）の写し（同法第7条第1項又は第7条の2第1項の検査を要するものに限る。）
- (4) 工事工程写真及び完了写真
- (5) 通帳の写し等の基金の残高がわかるもの
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第10条 市長は前条の規定により実績報告書を受領したときは、その内容を審査の上、適当と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、佐伯市地区集会所類無償譲渡促進事業費補助金の額の確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（基金の管理）

第11条 基金に係る費用について補助金の交付を受けた補助事業者は、当該費用を当該地区の他の会計とは明確に区別し、専用の口座で管理しなければならない。

- 2 前項の費用は、翌年度以降改修費以外の費用に充てることはできないものとする。
- 3 翌年度以降改修費について、市の他の補助事業等により助成を受ける場合にあつては、

第1項の費用を充てることはできないものとする。

4 前各項に掲げるもののほか、基金の管理に必要な事項は、市長が別に定める。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年8月20日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱は、令和2年8月20日以後に補助金の交付申請をする者について適用し、同日前に補助金の交付申請をした者については、なお従前の例による。

3 改正後の要綱の施行の際現に改正前の要綱第3条の規定により要望書を提出している者は、改正後の要綱第4条の規定により要望書を提出した者とみなす。

(失効)

4 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第4条関係）

佐伯市地区集会所類無償譲渡要望書

年 月 日

佐伯市長 様

届出者 佐伯市 区
代表者氏名
電話番号

次のとおり、地区集会所類を譲り受けたいので要望します。

- 1 地区集会所類の名称
- 2 譲受予定年月 年 月
- 3 使用する用途
- 4 空調設備改修の有無 有 ・ 無

様式第2号（第7条関係）

佐伯市地区集会所類無償譲渡促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

佐伯市長 様

申請者 佐伯市 区
代表者名
電話番号

下記のとおり、佐伯市地区集会所類無償譲渡促進事業費補助金の交付を受けたいので、佐伯市地区集会所類無償譲渡促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

様式第3号（第7条関係）

事業計画書

年 月 日

佐伯市長 様

届出者 佐伯市 区
代表者氏名
電話番号

次のとおり、地区集会所類を改修したいので、佐伯市地区集会所類無償譲渡促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により届け出ます。

- 1 地区集会所類の名称
- 2 予定改修費用 円
- 3 着工予定年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 収支予算書（様式第4号）
 - (2) 改修の工事内容を示す平面図及びその他図面
 - (3) 現状写真
 - (4) 工事費内訳書の写し
 - (5) 確認済証（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証をいう。）の写し（同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を要する場合に限る。）
 - (6) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第7条関係）

収支予算書

【収入の部】

（単位：円）

区分	予算額	備考
市補助金		
地区負担金		
その他		
計		

【支出の部】

区分	予算額	備考
計		

様式第5号（第8条関係）

佐伯市地区集会所類無償譲渡促進事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

佐伯市 区
様

佐伯市長 ⑩

年 月 日付けで申請があった佐伯市地区集会所類無償譲渡促進事業費補助金については、下記のとおり交付の決定をしたので、佐伯市地区集会所類無償譲渡促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の時期

様式第6号（第8条関係）

佐伯市地区集会所類無償譲渡促進事業費補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

佐伯市 区
様

佐伯市長 ⑩

年 月 日付けで申請のあった佐伯市地区集会所類無償譲渡促進事業費補助金については、下記の理由により交付の決定ができませんので、佐伯市地区集会所類無償譲渡促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

交付できない理由

様式第7号（第9条関係）

佐伯市地区集会所類無償譲渡促進事業費補助金実績報告書

年 月 日

佐伯市長 様

報告者 佐伯市 区
代表者氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった佐伯市地区集会所類無償譲渡促進事業が完了しましたので、佐伯市地区集会所類無償譲渡促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

添付書類

- (1) 収支決算書（様式第8号）
- (2) 領収書の写し
- (3) 検査済証（建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証をいう。）の写し（同法第7条第1項又は第7条の2第1項の検査を要するものに限る。）
- (4) 工事工程写真及び完了写真
- (5) 通帳の写し等の基金の残高がわかるもの
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第9条関係）

収支決算書

【収入の部】

（単位：円）

区分	決算額	内訳		備考
		収入済額	収入未済額	
市補助金				
地区負担金				
その他				
計				

【支出の部】

区分	決算額	内訳		備考
		支出済額	支出未済額	
計				

様式第9号（第10条関係）

佐伯市地区集会所類無償譲渡促進事業費補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

佐伯市 区
様

佐伯市長 ⑩

年 月 日付け 第 号により決定した佐伯市地区集会所類無償譲渡促進事業費補助金の交付について、次のとおり額を確定しましたので、佐伯市地区集会所類無償譲渡促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円